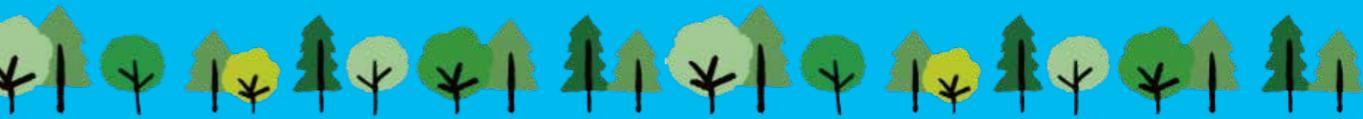


大原やすおの議会報告



令和5年9月議会 一般質問 健全な森づくり施策について

近年、豪雨による災害が甚大になってきています。森林の荒廃も大きな要因です。建築資材としてはもちろん二酸化炭素の吸収によって温暖化を防止し、自然の景観によって心身の健康を維持する、水を貯え水源涵養と土砂災害の防止など森林の役割は計り知れません。散策やレクリエーションで訪れる快適な森林はほんの一部です。自然豊かな森林を未来に繋ぐために大原議員は森づくりについて質問を重ねています。

9月議会質問抜粋

伐って 植えて 育てる

荒廃森林を整備してCO₂対策や災害防止策を行うには 伐って植えて育てるという健全なサイクルが必要。

質問 本市面積の1/3を森林が占めています。しかもその森林のほとんどは昭和30年代に植えられたスギ・ヒノキの人工林で50年以上経過し伐採適齢期を迎えています。森林は伐って、植えて、育てる、そして伐るという循環があってこそ多面的機能を發揮する健全な森林と言えます。しかしながら地域産材の利用が低迷していることなどから伐採がほとんど進んでいません。それには木材の利用促進を図ることが大事です。民間の建築物への利用促進につなげるためにも、まず学校や公民館などの公共施設に地元産材を積極的に利用していただきたい。

回答 現在、バス停のベンチ、区役所のカウンター、学校や公民館の床などに活用している。今後更に活用を進めていきたい。その一つとして建て替え予定の内野公民館については、地域の特性を踏まえ地元産材を利用して木造で建て替えを予定しています。



花粉症は国民を悩ませる社会問題になっている。

**本市の森林の半分はスギ・ヒノキの人工林、
そのスギ・ヒノキは伐採適齢期を迎えているが伐採は行われていない。**

質問 国は、花粉症対策の大きな柱の1つ「発生源対策」について、スギ人工林を10年後に2割減少させるなど、今後の取り組みを5月に示しました。そこで、花粉発生源対策やCO₂削減対策としても、スギ等人工林の主伐にもっと積極的に取り組み、花粉発生源対策に適した樹木に植え替えるべきと考えますが、市の所見を伺います。

回答 ①令和元年度より、市有林にてスギ・ヒノキ人工林の主伐を開始。主伐後には、クヌギ・ヤマザクラ等の広葉樹への植え替えを約3万本実施。
②国は年内に、花粉発生源対策の具体的な施策を策定予定。花粉発生源対策としてのスギ等人工林の更なる伐採について検討する。

要望 花粉症は、未だに多くの国民を悩ませ続けている。今後、国の具体的方針も打ち出されるとのことですので、しっかりと取り組んでいただくよう要望しておく。



**福岡市の面積の1/3は森林、
6年度予算に花粉発生源対策関連事業2億4158万円が計上されました**

内野公民館 木造での建て替えを要望

質問 公民館は、平成5年度から順次150坪化が進められているが未だに着手されていないのは内野公民館だけだ。地元の皆さん、一刻も早い着手を強く望まれている。内野校区の山林はよく手入れされており伐採適齢期を迎えたところ。2年前に林業の活性化を目指した、基幹林道が開通し、林業の復興に期待が高まっている。最近建て替えが行われている公民館はふんだんに木材が使用され温かみのある公民館となっている。これも地域のコミュニティーづくりにはぬくもりや親しみやすさなど木の持つ特性効果が理解されつつあるからではないかと考えられる。内野公民館は、地元の風土や環境にふさわしい木造で、地元産材を利用していただきたいとの地域からの強い要望があがっている。公民館は、地域コミュニティー活動の拠点施設であり、地元のシンボルとなる重要な建造物である。そこで、内野公民館の速やかな着手とともに強く木造化を要望する。



イメージ

回答 内野公民館については、地域の特性も踏まえ、木材利用を含めた150坪化に早期に着手できるよう検討を進める。

**令和5年12月議会で内野公民館建て替え設計予算が可決されました。
令和8年完成予定です。地元のみなさんの喜びと期待が高まっています。**

働き手不足の課題解決への取り組み



外国人労働者受け入れ先進都市

—韓国 安山市 視察—



急速に少子化が進み生産年齢人口減少、働き手の不足が深刻さを増しています。海外からの労働力に頼らざるを得なくなり福岡市も外国人労働者が増えました。国は「技能実習制度」や「特定技能制度」を導入していますが、悪質な待遇が相次ぎ胸が痛みます。韓国では2004年に「雇用許可制」を導入、外国人施策を重点的に行ってています。そこで背景や経緯、外国人施策について今後の取り組みの参考にすべく安山市を視察しました。



【視察後の概要】

- ①韓国の雇用許可制は運営主体が民間ではなく公的機関が担っている。
- ②外国人労働者が多いので就労先と居住先を国策的に集約。外国人が増加、地元住民の間に葛藤もあるも、行政が鎮めるために注力。地元住民と行政が協力、受け入れ環境づくりが始まり「外国人人権条例」制定、外国人のための施策を積極的に実施していくべきことが規定されている。
- ③外国人労働者に対して賃金、社会保険・労働保険の差がなく、外国人の生活や労働に対する満足度が高い。「帰国保険」や「補償保険」など外国人特有の保険制度が設けられ、国や自治体に相談窓口があり、無料で相談、解決を後押しの体制が取られている。雇用許可制度において、入国許可のためには高い韓国語の能力が求められているが、韓国語学習環境が整うよう韓国も相手国を支援している。

視察を通して得られた多文化共生の取り組みと雇用許可制の仕組みを参考に、本市が外国人の就労環境や生活環境の改善にしっかりと取り組むことを求めていきたいと思います。